京都市立小学校・中学校・小中学校及び京都市立総合支援学校小学部・中学部に在籍する不登校児童・生徒の指導要録上の出欠の取扱い等に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は，不登校状態にある児童・生徒について，この要綱に定める要件を満たした場合に，指導要録上出席扱いとすること等により，当該児童・生徒の社会的自立や学校復帰に資することを目的とする。

（対象児童・生徒）

第２条　この要綱の対象となる児童・生徒は，京都市立小学校，中学校，小中学校並びに総合支援学校の小学部及び中学部に在籍し，かつ不登校状態にある者とする。

（出席扱い）

第３条　校長は，以下の各号の場合について，第１条に定める目的に照らし有効かつ適切であると判断できる場合には，指導要録上出席扱いとすることができる。

(1)　当該児童・生徒が「ふれあいの杜」等の公的施設への通所又は入所を行っており，かつ次条第１項各号（第５号を除く。）に定める要件を満たす場合

(2)　当該児童・生徒がフリースクール等の民間施設への通所又は入所を行っており，かつ次条第１項各号に定める要件を満たす場合

(3)　当該児童・生徒がＩＣＴ（コンピュータやインターネット，遠隔教育システムなど）や郵送，ファクシミリなどを活用して提供される学習活動（以下「ＩＣＴ等を活用した学習活動」という。）を行い，かつ次条第２項各号に定める要件を満たす場合

(4)　その他，校長が適切と認める場合

２　校長は，当該児童・生徒について出席扱いを行うに当たり，関係教職員，スクールカウンセラー等から意見を聴取し，当該児童・生徒が主体的に社会的自立や学校復帰へ向かうために有効かつ適切かを慎重に検討し，不登校状態の悪化につながらないよう十分配慮しなくてはならない。

（出席扱いの要件）

第４条　前条第１項第１号及び第２号に定める要件は，以下の各号とする。

(1)　当該施設が我が国の義務教育制度を前提としていること

(2)　当該施設において，当該児童・生徒が自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援が実施されると認められること

(3)　当該施設への通所又は入所が，当該児童・生徒の社会的自立や学校への復帰を目指していること

(4)　当該児童・生徒の保護者と当該児童・生徒の在籍する学校（以下「在籍校」という。）との間に十分な連携・協力関係が保たれていること

(5)　文部科学省作成による「民間施設のガイドライン」等を踏まえ，当該施設が適切であると認められること

２　前条第１項第３号に定める要件は，以下の各号とする。

(1)　当該学習活動が我が国の義務教育制度を前提としていること

(2)　当該児童・生徒がひきこもり等の状態にあり，学校外の公的施設や民間施設での相談・指導を受けることが困難であること

(3)　当該学習活動が，当該児童・生徒が自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であること

(4)　当該学習活動が，当該児童・生徒の社会的自立や学校への復帰を目指していること

(5)　当該児童・生徒の保護者と在籍校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること

(6)　家庭への訪問等による対面指導が適切に行われていること

(7)　当該学習活動が当該児童・生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムに基づいていること

(8)　当該学習活動を民間事業者が提供する場合には，文部科学省作成による「民間施設のガイドライン」等を踏まえ，当該事業者が適切であると認められること

（ＩＣＴ等を活用した学習活動）

第５条　ＩＣＴ等を活用した学習活動は，可能な限り在籍校における教材等を使用し，当該児童・生徒と教職員との相互のやりとりにより行われるものとする。ただし，校長において他の方法が望ましいと判断する場合においては，この限りではない。

（対面指導）

第６条　対面指導は，在籍校の教職員，スクールカウンセラー又は教育委員会事務局指導部生徒指導課長が指定する者（以下「対面指導者」という。）が行う。

２　対面指導は，学習指導，生活指導及び心理面でのケア等を含む。

３　対面指導は，当該児童・生徒に対する学習支援や自立に向けた支援を定期的かつ継続的に行うものでなくてはならない。

４　対面指導者は，対面指導を行う際に，当該児童・生徒の学習活動の状況等を調査し，校長に報告しなければならない。

（学習活動及び対面指導の状況の把握及び評価）

第７条　校長は，出席扱いを行う場合，定期的かつ継続的に，教職員や保護者，対面指導者，当該児童・生徒が通所又は入所している施設の職員等の関係者と連絡会を開催し，又は関係者からの報告を受けることなどにより，当該児童・生徒の学習活動や対面指導の状況等について，十分把握しなければならない。

２　校長は，出席扱いを行うか否かに関わらず，前項により把握した当該児童・生徒の状況を評価に反映するよう努めなければならない。

（出席扱いとする日数の換算基準）

第８条　出席扱いとする日数の換算基準は，当該児童・生徒の態様に応じて，校長が適切に定める。

（当該児童・生徒への事前研修）

第９条　校長は，ＩＣＴ等を活用した学習活動を行おうとする当該児童・生徒に対し，ＩＣＴ等を活用するに当たっての個人情報や著作権の保護，有害情報へのアクセス防止などについて，対面指導者による事前研修を行わなければならない。

（通学定期乗車券制度の適用）

第 10 条 校長は，本要綱に基づき指導要録上出席扱いとなった不登校児童・生徒が，学校外施設へ通所するため鉄道又は乗合バスに乗車する場合，鉄道については実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が，乗合バスについては通学定期乗車券が，関係の交通事業者の理解と協力の下に適用されるよう努めなければならない。

附　則

この要綱は，平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。